

神戸市石綿（アスベスト）健康管理支援事業実施要綱

1. 目的

市民のアスベスト健康不安の解消とアスベスト関連疾患の早期発見・早期受診を図るため、アスベスト健康被害にかかわる健康相談を実施するとともに、アスベスト健康管理手帳（以下、「アスベスト手帳」という。）を交付し、アスベスト手帳所持者が経過観察のためにアスベストに関する CT 検査のできる医療機関（以下、「指定医療機関」という。）を受診した際の検査に要する費用を助成することとし、この要綱で必要な事項を定める。

2. 実施主体

この事業は兵庫県との協力により、神戸市が実施する。

3. 事業内容及び対象者

(1) 健康相談

アスベスト健康被害に関する健康不安を持つ者を対象に健康相談を実施する。

(2) アスベスト手帳の交付

交付を受けようとする者の申請に基づき、下記の要件をすべて満たした場合に、アスベスト手帳を交付する。

- ①神戸市に居住する者
- ②各種医療保険に加入している者
- ③アスベストのばく露歴があると判断され、指定医療機関での精密検査の結果から、経過観察のための定期検査が必要と認められた者
- ④肺がん、中皮腫、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚が疑われる検査所見がない者
- ⑤「労働安全衛生法」や「石綿による健康被害の救済に関する法律」等による施策の対象者に該当しない者

なお、生活保護受給者で、上記①③④⑤にすべて該当する者は、検査受診にかかる自己負担額が発生しないため医療費自己負担額の助成はないが、健康管理を行なうための使用は可能なため、アスベスト手帳を交付できる。

(3) 経過観察における検査費用の助成

指定医療機関において「要経過観察」と判定された者が、当該判定のために受診した精密検査及び、その後概ね6ヶ月毎に1回（同一年度内に2回まで可）、経過観察のために必要な検査（以下、「フォローアップ検査」という。）に要した費用のうち、保険者又は神戸市が負担した額を控除した以下の費用を、兵庫県が定める石綿（アスベスト）健康管理支援事業実施要綱第4条のとおり助成する。

- ① 初診料又は再診料
- ② 胸部X線直接撮影による検査に要した費用
- ③ 胸部X線直接撮影による検査の結果から、医師が必要と認めて実施した CT 検査

に要した費用

④ 診断料

なお、助成申請1回分の内容とは、原則、初診日若しくはフォローアップ検査の受診日に受診した上記の範囲とする。

ただし、助成対象経費に該当する場合であっても、他の法令等に基づく給付の対象要件に該当する場合は、対象とならない。

4. 実施内容及び実施機関

(1) 健康相談の実施

健康相談を、各区保健福祉部にて実施する。

(2) アスベスト手帳の交付

① 交付を希望する者は、申請書・3ヶ月以内に発行された医師意見書他、必要書類を揃えたうえ、住所地の各区保健福祉部へ申請する。

② 申請を受理した各区保健福祉部は、申請書類により審査のうえ、交付対象者を決定し、決定した日を認定日として、保健所保健課へ報告する。

③ 保健所保健課は、認定日を手帳交付日として、必要な事務処理を行ったうえ、アスベスト手帳交付決定通知書及びアスベスト手帳を、交付対象者に送付する。
(対象者1人につき1冊)

④ アスベスト手帳の交付を受けたものは、当該手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

⑤ 手帳所持者は、下記のいずれかに該当する場合は、そのことを神戸市に届け出なければならない。(ただし、届出は、新たな診療費用償還申請時に併せての届出で可。)

- ・ 氏名、住所等に変更があった場合
- ・ 加入中の医療保険に変更があった場合
- ・ 助成金の振込先金融機関（銀行）を変更する場合等

⑥ アスベスト手帳を紛失、又はき損した場合は、各区保健福祉部への再交付申請書による手続きにより、再交付されるものとする。(各区保健福祉部は、再交付申請を受理した場合、その可否を決定の後、保健所保健課へ申請書等のコピーを送付する。保健所保健課にて事務処理の後、再交付決定日を手帳交付日として再交付する。再交付したアスベスト手帳には、**再交付**と記入する。)

⑦ 手帳所持者について、下記のいずれかに該当した場合は、その事実が生じた日以降、速やかに、アスベスト手帳を神戸市に返還しなければならない。

- ・ 肺がん、中皮腫、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の疑いありと判定された場合
- ・ 「労働安全衛生法」や「石綿による健康被害の救済に関する法律」等による施策の対象者に該当した場合
- ・ 他都市に転出する場合
- ・ 手帳所持者が死亡した場合

(3) 検査費用の助成

アスベスト手帳の交付を受けた者（以下、「手帳所持者」という。）が、申請時に係る精密検査及びフォローアップ検査のために、指定医療機関で実施した検査費用を助成する。検査費用の助成は、原則、1回／6ヶ月、年間2回までのフォローアップ検査を対象として助成する。ただし、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者又は市町が負担すべき額を控除した額とする。（アスベストに関する精密検査並びに、アスベストに係るフォローアップ検査実施医療機関（以下「実施機関」という。）は、指定医療機関の中から、いずれかを、アスベスト手帳所持者が選択できる。）

なお、手帳所持者が指定医療機関でフォローアップ検査を受診後、その受診日から助成申請しないまま2年を経過した場合は、その受診日において手帳所持者が支払った検査に関連する自己負担額の助成については、申請の効力を失うものとする。

（4）助成の手続きについて

- ①手帳所持者は、指定医療機関において申請時に係る精密検査及びフォローアップ検査のために費用を支出して受診した検査費用のうち、助成対象となる経費に相当する額を請求できるものとする。ただし、同一年度内に複数回、フォローアップ検査のために受診した場合は、年2回を上限として請求できるものとする。
- ②手帳所持者は①に規定する費用を請求する際には、診療費用償還申請書に領収証明細書又はそれと同等の内容を含む書面（医療機関が発行した明細付き領収書及びアスベスト手帳におけるフォローアップ検査記録）及び手帳所持者名義の銀行通帳コピーを添付して、各区保健福祉部にて申請する。
- ③各区保健福祉部は、申請内容について、記載内容を確認の上、助成の可否を決定し、診療費用償還申請書と領収証明細書又はそれと同等の内容を含む書面（医療機関が発行した明細付き領収書及びアスベスト手帳におけるフォローアップ検査記録）のコピーを各区保健福祉部に保管、原本を保健所保健課へ送付する。
- ④保健所保健課より、助成金を手帳所持者の指定する銀行口座に入金する。

5. アスベスト健康管理支援事業健診受診者台帳の整備について

- （1）各区保健福祉部は、健診受診者について、以下に掲げる項目を記載した「健診受診者台帳」を整備するものとする。
 - 1、受診者番号 2、受診者氏名・性別・生年月日 3、受診者住所
 - 4、要精検と判定された者については、精密検査結果を記録する。
- （2）各区保健福祉部はアスベスト手帳を交付した際、以下に掲げる項目を記載した「手帳交付者台帳」を整備するものとする。
 - 1、交付者番号 2、認定年月日 3、交付者氏名・性別・生年月日
 - 4、交付者住所 5、医療保険区分 6、転記 7、検査費用の助成にかかる記録
- （3）市は、以上の台帳を5年間保存するものとする。

6. 記録（帳票類）の保存

アスベスト健康管理支援事業に係る記録（各種帳票類）については、費用の支給が終

了した後、5年間保存することとする。

7. 市内転出入の取扱い

- (1) 市内（区間）での転出入があった場合は、転出者連絡票及び転入者連絡票により各区保健福祉部間で、連絡を取り合うこととする。
- (2) 住所地の各区保健福祉部にてアスベスト手帳の再交付のための手続きを実施する。（手帳（再）交付申請書及び氏名等変更届・転入前のアスベスト手帳を受理する。）
- (3) 各区保健福祉部での手続き終了後、手帳交付申請書及び氏名等変更届のコピーと転入前のアスベスト手帳を保健所保健課へ送付する。
保健所保健課にて事務手続きの後、再交付日を交付年月日として、アスベスト手帳を送付する。

8. 市町間転出入の取扱い

- (1) 転出があった場合は、手帳所持者から他市町への転出の届けがあった場合には、転出先の市町の本事業所管課を確認のうえ、速やかに転出者連絡票を転出先市町の所管課へ送付する。ただし、県外への転出の場合は、兵庫県（アスベスト健康管理支援事業所管課）宛送付する。

9. 秘密の保持

この事業に従事したものは、この事業について必要な場合を除きその実施に関して知り得た住民の心身の状況その他の秘密を漏らしてはならない。

10. その他

- (1) この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は要領で定める。
- (2) この要綱に定めのない事項については健康局長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。